

第 26 号議案

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市特定教育・保育施設、<u>神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業</u>の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第 2 項、<u>第46条第 2 項及び第54条の 3</u>において準用する</p>	<p>神戸市特定教育・保育施設<u>及び</u>神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第 2 項<u>及び</u>第46条第 2 項の規定等に基づき、特定教育・保</p>

同法第46条第2項の規定等に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(特定乳児等通園支援事業に係る利用定員に関する基準)

第6条 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳通基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところに

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

よる。

(法54条の3において準用する同法第46条第3項第2号の事項に関する基準)

第7条 特定乳児等通園支援事業について、法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第2号に係るものに限る。）は、特定乳通基準府令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。

(法第34条第3項各号、第46条第3項各号又は法54条の3において準用する同法第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第8条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第10条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

2 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げ

(法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第8条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

る事項以外の事項に限る。)は、次条及び第10条に定めるもののほか、特定乳通基準府令第1条第3号に定めるところによる。

第9条 [略]

(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の確認に係る基準)

第10条 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

第7条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る基準)

第8条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の基準を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。